

1.2 修学

1.2.5 学修の評価

1.2.5.1 試験の種類

学修の評価のために行う試験は、定期試験、終了試験、追試験及び再試験があります。これらの試験は、授業科目に応じて筆記、口述、レポート、論文、実技等によって行われます。

a) 定期試験

各 Semester 末に一定の期間と時間割を定めて行う試験です。試験の時間割は、通常の授業曜日、時限と異なります。試験時間帯は通常の授業時間と異なり、次の通りです。

時限	時間帯
1 時限	8:50~10:20
2 時限	10:40~12:10
3 時限	13:00~14:30
4 時限	14:50~16:20
5 時限	16:40~18:10

注:科目によっては、試験時間が変わることもあります。

【時間割】

定期試験の時間割は、試験開始日の 2 週間前までに学務課から掲示されます。その際、自分が受けるべき試験の日時が重なっていないかどうか必ず確認し、試験日時が重なっている場合、所定の期日までに学務課に申し出てください。日時の重複を所定の期日までに申し出なかった場合、同じ日時の試験は1つしか受けることができません。その場合、受験できなかった試験は欠席扱いとなります。再履修など、配当年次が異なる科目を履修している場合は特に注意してください。

【座席指定】

試験では着席位置を指定します。学生番号を記した座席表を試験会場に貼り出します。

b) 終了試験

授業科目の終了後に、当該科目担当教員が適宜行う試験です。なお、終了試験は定期試験と同様に扱われます。

c) 追試験

病気、忌引き、交通事故その他やむを得ない理由により定期試験または終了試験を受験できなかった者に対して行う試験です。

上記の理由で試験を欠席する場合は、直ちに学務課へ届け出てください。診断書等、各々の証明書を添付した願い出(追試験受験願)を提出後、許可されれば追試験の受験資格が与えられます。追試験は願い出によって特別に実施される試験ですから、受験資格が与えられた場合は必ず受験しなければなりません。不明な点があれば学務課に連絡・相談してください。

追試験受験願を提出できるのは以下の場合です。証明書等の添付が必要です。

- ① 病気又は負傷(病院の領収書又は診断書が必要)
必ず当日中に医療機関を受診し、受診を証明できる書類を取得してください。「体の調子が悪くずっと家で寝ていた」では第三者に対して証明することができません。
- ② 忌引き(葬儀日程のわかるものが必要)
- ③ 交通事故(公的証明書が必要)
- ④ 交通機関の遅延(交通機関の遅延証明書が必要)
- ⑤ その他、本学が特にやむを得ないと認めた場合(学務課の指定する証明書が必要)

追試験の受験を希望する場合は、当該科目の試験終了から1週間以内に「追試験受験願」を学務課に提出し、受験を許可された後に追試験料を納付してください。1科目につき2,000円の追試験料が必要です。ただし、所定の手続きを行い承認され欠席とならなかった場合(学修規程第7条第2項に該当、公欠扱い)は、追試験料は免除となります。

公欠扱いの場合の追試験合格者の最高点は90点、公欠扱いでない場合の追試験合格者の最高点は80点とします。(学修規程第11条第3項)

d) 再試験

学修の評価の不合格者について行われる試験です。ただし、再試験は当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合に限り実施されます。

- ① 再試験を受ける場合は、1科目につき3,000円の再試験料が必要です。
- ② 再試験の手続きは、当該年度に実施される再試験にのみ有効です。
- ③ 再試験の期日は学務課で指定します。
- ④ 再試験合格者の最高点は60点とします。(学修規程第11条第4項)
- ⑤ 必修科目の未修得科目を有しながら進級を認められた者には、進級した年次に当該科目の再試験の受験を認めることがあります。

e) 試験に関する注意事項

【試験に関する伝達】

試験に関する伝達は、所定の掲示板等により学務課から行います。ただし、終了試験及び再試験については、授業担当教員から伝達される場合もあります。

試験の時間割は、試験開始の2週間前までに発表します。なお、発表後も変更になる場合がありますので、掲示に注意してください。

【受験資格】

次に該当する者は、定期試験、終了試験、追試験及び再試験を受けることができません。

- ① 当該科目の履修登録をしていない者
- ② 学生証を携帯していない者
- ③ 納付期限までに授業料等の学納金が未納の者
- ④ 当該科目の全授業時間の3分の2以上の出席をしていない者
- ⑤ 当該科目の試験開始後20分以上遅刻した者
- ⑥ 休学・停学中の者

【試験の欠席について】

- ① 定期試験実施日等に出席できない場合は、事前にその理由を記した試験欠席届を学務課へ提出しなければなりません。ただし、急病及び事故等の場合は、速やかに電話等で学務課へ連絡し、当該科目の試験終了後1週間以内に試験欠席届を提出してください。この場合、追試験の対象者として認められることがあります。
- ② 正当な理由なく定期試験等を欠席すると、受験放棄とみなされ、当該科目の追試験の受験は認められません。欠席者の定期試験は0点となり、成績評価の方法に基づいて評価されます。

【受験の注意事項】

1. 試験開始5分前までに着席すること。
2. 試験開始から20分以上遅刻した者は受験できない。
3. 学生証を机上に提示すること。(中央の列は、右端に提示する。)
【注】学生証不携帯者は受験できない。学生証がない場合は、試験開始前に仮学生証(300円)の交付を学務課で受けること。また、監督者に申し出て「学生証不携帯者調査表」に学生番号・氏名を記入すること。
4. 不正行為を行わないこと。以下の行為が不正行為に該当する。

<ol style="list-style-type: none">① 他人の答案を覗き見する、または自分の答案を他人に故意に見せる。② 机上にメモなどを書き込む。③ 許可されていないものを机上に置く。④ 通信機能をもつ機器(携帯電話など)の取り扱いについて大学の指示に従わない。⑤ その他、不正と見なしうる行為。

5. 筆記具ほか、許可されたもの以外は机上に置かないこと。(机の棚は使用禁止。入っているものがあれば、監督者に提出する。)
6. 携帯電話等の電子機器類は、アラーム機能等を解除し、必ず電源を切った上でバッグに入れること。
7. バッグは中身が見えないようにして足元に置くこと。(荷物を隣の席に置いてはならない。不正行為を疑われることがないように、身辺に十分注意すること。)

8. 試験開始直後に、問題用紙の枚数を確認すること。
9. 試験開始から30分を経過しなければ退出できない。
10. 退出する際は、答案用紙を机の上にふせて静かに出ること。
(ドアを閉める際も、受験中の学生に対しての配慮として静かに行うこと。)
11. 試験答案用紙を試験室外に持ち出した場合は、当該科目の試験成績は0点とする。
12. 試験開始後 30 分経過し、一旦席を立った後は、監督者の許可なく席に戻ることはできない。
(監督者の許可を得ずに席に戻る行為は不正行為とみなす。)
13. 試験室前での待機を禁止する。(受験の妨げとなるため、移動の際も私語は厳禁。)
14. 大教室(50 周年記念館など)では、次の試験に支障をきたさないように、試験終了の 10 分前から途中退出者の答案用紙を回収することがある。

【レポート試験】

レポートによる試験を実施する授業科目があります。提出期限・提出先などの指示を守らなかった場合は受理されないことがありますから、不明な点があれば授業担当教員に必ず事前に確認してください。また、不正行為については筆記試験同様に厳しく処分されます。

【不正行為について】

不正行為は学生の本分に悖る行為であり、厳しい処分を受けます。不正行為が確認された場合、当該セメスターの全ての履修科目及び受験科目の成績は0点で確定し、これらの科目について当該年度中の再試験受験は認められないため、卒業・進級要件を満たせない可能性が高くなります(学修規程第10条)。不正行為が確認された場合、処分に例外(猶予)はありません。

以下に例示する行為が不正行為に該当します。

筆記試験における不正行為

- ① 他人の答案を覗き見する、または自分の答案を他人に故意に見せること。
- ② 机の上にメモなどを書き込むこと。
- ③ 許可されていないものを机の上に置くこと。
- ④ 通信機能をもつ機器(携帯電話など)の取り扱いについて大学の指示に従わないこと。
- ⑤ その他、不正と見なしうる行為。

レポート・論文における不正行為

- ① 他人が作成したレポート・論文の一部または全てを自分のものとして提出すること。
- ② 転記目的で他人が作成したレポート・論文の提供を受けること。
- ③ 自身が作成したレポート・論文を転記目的で他人に提供すること。
- ④ 他人の著作物や WEB 上の情報を参照・引用したにもかかわらず、引用部分の出典を記載せず自身で作成したように記述すること。
- ⑤ その他、不正と見なしうる行為。

【別室受験について】

指定された試験室での受験に困難があり、以下の①～④のいずれかに該当する場合は、事前に学務課に届け出たうえで、別室での受験を認めることがあります。

- ① 咳などで試験会場の静穏が保てないと見込まれる場合
- ② 持病等によりトイレへ行くなど試験時間中の入退室が見込まれる場合
*保健室を利用する状況となった場合は別室受験中であっても試験は終了とします。
- ③ 学生相談・修学サポートセンターまたは保健室を通じて配慮の申し入れがなされた場合
- ④ 上記①～③以外で配慮を要すると教務委員長(または学務課長)が判断した場合

1.2.5.2 評点と評価

学修の成績評価は、授業科目ごとに責任担当教員が示す成績評価方法で行われます。評点は100点を満点とし、60点に満たない場合を不合格とします。評点に応じて評価が決まります(学則第32条)。なお、一度取得した単位を取り消して評価を受け直すことはできません。

【学外実習科目の単位認定】

学外実習は、学科ごとに以下のように評価されます。

医学検査学科

1. 単位認定は、出席時間と実習内容の到達レベルの評価により行う。
2. 出席時間とは、実習時間数の3分の2以上の出席をいい、これを満たさなければ単位は与えられない。

看護学科

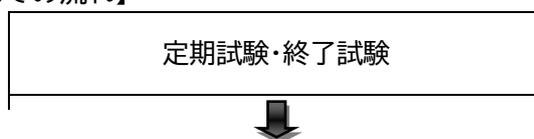
1. 単位認定は、出席時間と実習内容の到達レベルの評価により行う。
2. 原則として、当該年度に補習実習は行わない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。正当な理由とは、事故や行事、自然災害、病気などで公的証明または診断書のある欠席・遅刻・早退をいう。
3. 出席時間とは、実習時間の5分の4以上の出席をいう。

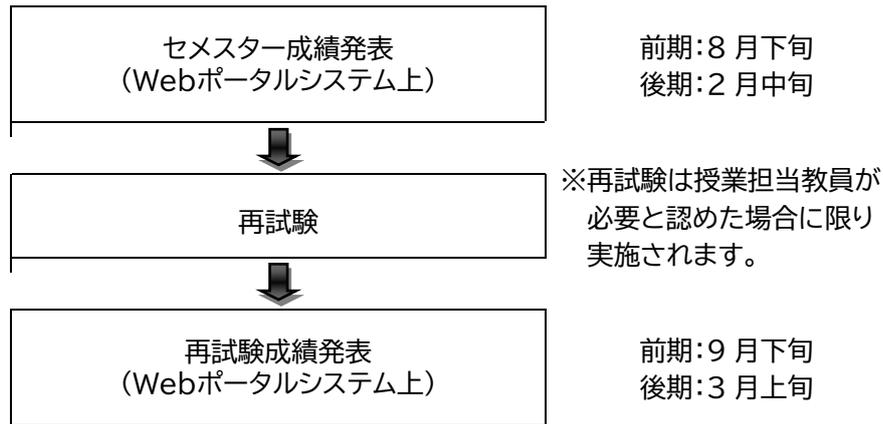
リハビリテーション学科

1. 単位認定は、臨床実習の出席状況・内容の到達レベルの評価等により行う。
2. 臨床実習時間数の5分の4以上の出席がなければ単位を与えられない。

1.2.5.3 成績の通知

【成績発表までの流れ】





【成績評価に対する不服申し立て制度】

成績評価について不服がある場合には、「成績評価不服申立書」に理由を具体的に明記し、学務課を通して申し立てを行うことができます(学修規程第12条の2)。

不服申し立て期間は、セメスター成績あるいは再試験成績発表日を含め3日間(土日祝を除く)とし、それ以降は受け付けられません。

成績評価に対して不服申し立てが行われた場合、授業科目の担当教員と直接面談し、成績評価について説明を受けることができます。

【成績郵送】

セメスター毎に、「成績通知表」(履修科目の単位・成績評価・履修年度等が記載されたもの)を保証人宛てに郵送します。

【成績証明書】

成績証明書には、合格した授業科目のAA・A・B・C・N(認定)の評価のみを記載します。不合格になった科目及び履修を取り消した科目は記載されません。また、GPAも記載されません。

1.2.5.4 GPA(Grade Point Average)制度

GP(Grade Point)とは成績評価の5段階に応じて割り当てられる0~4の値で、GPA(Grade Point Average)はその平均値です(学修規程第11条第2項)。

GPAは各科目の5段階評価をもとに、1単位あたりどれだけ成果を上げたかを測るものであり、留学や就職の際に提示を求められるグローバルな指標となっています。セメスターごとのGPAと在籍期間中の通算GPAは、成績表に記載します(成績証明書には記載されません)。

GPの区分とGPAの計算方法は以下のとおりです。

成績評価と GP の対応

	評点 (100点満点)	評価	GP	評価の説明	備考
合格	90点以上	AA	4	一般目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている	
	89点～80点	A	3	一般目標を十分に達成している	
	79点～70点	B	2	一般目標を達成している	
	69点～60点	C	1	一般目標を最低限度達成している	
	認定	N	対象外		他大学等において取得した単位を、本学の単位として認めた科目
不合格	59点以下	D	0	一般目標を達成していないのでさらに勉強が必要である	
	無資格	M	0		履修不成立(出席不足)

GPAは、履修登録したすべての科目から以下の計算式で算出します。GPAの最高は 4.00 です。

$$GPA = \frac{(\text{科目〇〇概論の単位数} \times GP) + (\text{科目〇〇実習の単位数} \times GP) + \dots}{\text{履修登録科目の単位数合計}}$$

計算例

右の評価を得た場合、GPAは次のように計算します。

科目名	単位数	評価	GP
〇〇概論	2 単位	AA	4 ポイント
〇〇実習	2 単位	A	3 ポイント
〇〇演習	1 単位	B	2 ポイント
□□□学	4 単位	AA	4 ポイント
□□概論	2 単位	C	1 ポイント
□□実習	2 単位	D	0 ポイント
□□演習	3 単位	M (無資格)	0 ポイント
□□□学	2 単位	N (認定)	ポイント対象外

$$GPA = \frac{(2 \times 4) + (2 \times 3) + (1 \times 2) + (4 \times 4) + (2 \times 1) + (2 \times 0) + (3 \times 0)}{2 + 2 + 1 + 4 + 2 + 2 + 3}$$

$$= \frac{34}{16} \doteq 2.13$$

【GPAと表彰制度】

卒業要件を全て満たし、全科目の通算GPAが 3.5 以上の者で、在学期間を通して学業成績が特に優秀と認められる者は学長表彰の対象となります。詳細については、学生表彰規程を参照してください。

【GPAと学習指導】

- ① 1つのセメスターのGPAが1.50に満たなかった者は、スモールグループ担任と面談し、学習指導や生活指導等を受けなければなりません。
- ② 連続する 2 つのセメスターにおいて、GPAがともに 1.50 に満たなかった者に対しては、スモールグループ担任及び学科長(又は専攻長)が同席し、必要に応じて保護者も同席し、状況の改善をめざして同様の面談と指導を行います。
- ③ 連続する 3 つのセメスターのGPAが 1.50 に満たない者(指導・助言を受け、なおかつ学力不振が続いた者)に対しては、同様の面談の上、スモールグループ担任及び学科長(又は専攻長)、保護者が同席し学部長が退学を勧告することがあります(学修規程第 16 条)。ただし、本人及びスモールグループ担任の意見を聞いた上で、成業の可能性があると判断されれば、この限りではありません。また、退学者で、勉学の環境が整いその意欲がある者については相当する学年への再入学を認めることがあります(学則第 25 条)。

1.2.6 進級と卒業

1.2.6.1 進級要件

進級の可否は、学年末に教授会において判定されます。進級要件は、学則及び熊本保健科学大学学修規程の第 13 条に定められています。

原級にとどめられた学生がカリキュラム改定により新カリキュラムの科目を読み替えて履修する場合、本来適用されるカリキュラム(旧カリキュラム)から配当年次が前倒しされた科目は、新カリキュラムでの配当年次から次の年次への進級要件に含まれます。

医学検査学科

1年次から2年次への進級

- 1) 1年次に開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて履修していること。
- 2) 同上の科目について、未修得科目数が3科目以下であるとともに、その未修得単位数が3単位以下であること。

2年次から3年次への進級

- 1) 2年次末までに開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて履修していること。
- 2) 同上の科目について、未修得科目数が2科目以下であるとともに、その未修得単位数が

3単位以下であること。

- 3) 専門基礎科目及び専門科目のうち、実習科目はすべて修得していること。

3年次から4年次への進級

- 1) 2年次末までに開講される専門基礎科目及び専門科目のうち、必修科目はすべて修得していること。
- 2) 3年次に開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて履修していること。
- 3) 同上の科目について、未修得科目数が1科目以下であるとともに、その未修得単位数が2単位以下であること。

看護学科

1年次から2年次への進級

- 1) 1年次に開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて履修していること。
- 2) 同上の科目について、未修得科目数が3科目以下であるとともに、その未修得単位数が5単位以下であること。
- 3) 「基礎看護学実習Ⅰ」の単位は修得していること。

2年次から3年次への進級

- 1) 2年次末までに開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて履修していること。
- 2) 同上の科目について、未修得科目数が2科目以下であるとともに、その未修得単位数が3単位以下であること。
- 3) 「基礎看護学実習Ⅱ」の単位は修得していること。

3年次から4年次への進級

3年次末までに開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて修得していること。

リハビリテーション学科

理学療法学専攻・作業療法学専攻

1年次から2年次への進級

- 1) 1年次に開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて履修していること。
- 2) 同上の科目について、未修得科目数が2科目以下であること。

2年次から3年次への進級

- 1) 2年次に開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて履修していること。

- 2) 2年次末までに開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目について、未修得科目数が2科目以下であること。

3年次から4年次への進級

3年次末までに開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて修得していること。

言語聴覚学専攻

1年次から2年次への進級

- 1) 1年次に開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて履修していること。
- 2) 同上の科目について、未修得科目数が2科目以下であること。
- 3) 「入門実習」を修得していること。

2年次から3年次への進級

- 1) 2年次末までに開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて履修していること。
- 2) 同上の科目について、未修得科目数が2科目以下であること。

3年次から4年次への進級

3年次末までに開講される保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目のうち、必修科目はすべて修得していること。

1.2.6.2 卒業要件

医学検査学科

(卒業要件)

次の各授業科目から規定以上の単位を取得し、卒業要件単位を満たさなければなりません。

医学検査学科に4年以上在学し、規定の単位を取得した者には、教授会の議を経て学長が卒業認定を行います。卒業を認定された者には学士(保健学)の称号が与えられます。同時に、臨床検査技師国家試験受験資格が取得できます。

教 養 科 目	26 単位 以上	必修 12 単位 選択 14 単位以上 ※人文科学、社会科学、自然科学、コミュニケーションの技法の中区分より各 1 単位以上
保 健 科 学 基 幹 科 目	33 単位 以上	必修 31 単位 選択 2 単位以上 ※看護概論、リハビリテーション概論より 1 単位以上
専 門 基 礎 科 目		
専 門 科 目	70 単位 以上	必修 65 単位 選択 5 単位以上
合 計	129 単 位 以 上	

看護学科

(卒業要件)

次の各授業科目から規定以上の単位を取得し、卒業要件単位を満たさなければなりません。

看護学科に4年以上在学し、規定の単位を取得した者には、教授会の議を経て学長が卒業認定を行います。卒業を認定された者には学士(看護学)の称号が与えられます。同時に看護師国家試験受験資格が取得できます。

教 養 科 目	26 単位以上	必修 12 単位 選択 14 単位以上 ※人文科学、社会科学、自然科学、コミュニケーションの技法の中区分より各 1 単位以上
保 健 科 学 基 幹 科 目	26 単位以上	必修 24 単位 選択 2 単位以上 ※臨床検査概論、リハビリテーション概論より1単位以上、保健行政論、保健統計論より 1 単位以上
専 門 基 礎 科 目		
専 門 科 目	79 単位以上	必修 77 単位 選択 2 単位以上
合 計	131単位以上	

リハビリテーション学科

理学療法学専攻

(卒業要件)

次の各授業科目から規定以上の単位を取得し、卒業要件単位を満たさなければなりません。

リハビリテーション学科理学療法学専攻に4年以上在学し、規定の単位を取得した者には、教授会の議を経て学長が卒業認定を行います。卒業を認定された者には学士(保健学)の称号が与えられます。同時に、理学療法士国家試験受験資格が取得できます。

教 養 科 目	26 単位以上	必修 12 単位 選択 14 単位以上 ※医療コミュニケーションを含み、人文科学、社会科学、自然科学、コミュニケーションの技法の中区分より各1単位以上
保 健 科 学 基 幹 科 目	37 単位以上	必修 35 単位 選択 2 単位以上 ※臨床検査概論、看護概論より 1 単位以上かつ専門基礎科目より1単位以上
専 門 基 礎 科 目		
専 門 科 目	62 単位以上	必修 58 単位 選択 4 単位以上
合 計	125単 位 以 上	

作業療法学専攻

(卒業要件)

次の各授業科目から規定以上の単位を取得し、卒業要件単位を満たさなければなりません。

リハビリテーション学科作業療法学専攻に4年以上在学し、規定の単位を取得した者には、教授会の議を経て学長が卒業認定を行います。卒業を認定された者には学士(保健学)の称号が与えられます。同時に、作業療法士国家試験受験資格が取得できます。

教 養 科 目	26 単位以上	必修 12 単位 選択 14 単位以上 ※医療コミュニケーションを含み、人文科学、社会科学、自然科学、コミュニケーションの技法の中区分より各1単位以上
保 健 科 学 基 幹 科 目	36 単位以上	必修 35 単位 選択 1 単位以上 ※臨床検査概論、看護概論より1単位以上
専 門 基 礎 科 目		
専 門 科 目	66 単位以上	必修 64 単位 選択 2 単位以上
合 計	128 単 位 以 上	

言語聴覚学専攻

(卒業要件)

次の各授業科目から規定以上の単位を取得し、卒業要件単位を満たさなければなりません。

リハビリテーション学科言語聴覚学専攻に4年以上在学し、規定の単位を取得した者には、教授会の議を経て学長が卒業認定を行います。卒業を認定された者には学士(保健学)の称号が与えられます。同時に、言語聴覚士国家試験受験資格が取得できます。

教 養 科 目	26 単位以上	必修 12 単位 選択 14 単位以上 ※心理学、医療コミュニケーションを含み、人文科学、社会科学、自然科学、コミュニケーションの技法の中区分より各1単位以上
保 健 科 学 基 幹 科 目	38 単位以上	必修 36 単位 選択2単位以上 ※臨床検査概論、看護概論より1単位以上
専 門 基 礎 科 目		
専 門 科 目	65 単位以上	必修 63 単位 選択 2 単位以上
合 計	129 単 位 以 上	

公衆衛生看護学専攻科

(修了要件)

所定の科目 33 単位を修得し、修了要件を満たさなければなりません。

専攻科に 1 年以上在学し、所定の単位数を修得した者には、専攻科修了判定会議の議を経て、学

長が修了認定を行います。修了を認定された者には保健師国家試験受験資格を付与するとともに、修了証書を授与します。専攻科は特定の事項についてより深く学び・研究することや特定の資格を取得するための課程であるため、学位は授与されません。

助産別科

(修了要件)

専門科目 34 単位以上(1,020 時間以上)を修得し、修了要件を満たさなければなりません。

助産別科に1年以上在学し、所定の単位を修得した者には、助産別科修了判定会議の議を経て学長が修了認定を行います。修了を認定された者は助産師国家試験受験資格が取得できます。

別科は、特別の技能教育を施すことを目的とする学校の課程であるため、学士の学位は授与されません。